

## 茨木市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

#### (回答)

地元企業の参画を得た就職面接会やスキルアップを図る講習会等を実施するとともに、職場環境の改善に向けた周知・啓発などに取り組んでおります。今後とも、大阪府や大阪労働局などの関係機関と連携を強め、雇用・労働施策の推進に向け努めてまいりたいと考えております。

また、既存企業の事業活動を支援するとともに、新たな企業の立地促進に努め、市内産業の振興と地域経済の活性化を図ることにより、新たな雇用につなげてまいりたいと考えております。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

#### (回答)

プログラムで対象とする「就労にむけた支援が必要な人」の雇用・就労を支援するため、就労に係る相談を実施するとともに、地元企業の参画を得た就職面接会や、スキルアップを図る講習会等を開催しているところです。今後とも、大阪府やハローワークなどの関係機関と連携を図り、雇用・就労支援に努めてまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

#### (回答)

地域就労支援事業につきましては、大阪府が交付金化した趣旨等を考え合わせ、直接就職に結びつく就職面接会やスキルアップを図る講習会等の開催などを、大阪府やハローワークなどの関係機関とともに福祉・教育部門との連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図

るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正最低賃金法やパート労働法等の周知につきまして、市広報誌やホームページに記事掲載するとともに、事業主や労務担当を対象とした労働法制に関するセミナーを開催するなど、法令等の最新情報の提供に取り組んでまいります。

(5) 【総合評価入札制度既導入の自治体】・・・ワークルールの遵守を徹底させるため、総合評価入札制度に労働法遵守の項目を盛り込むとともに、対象事業を拡大すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書において定めること。さらに公契約条例の制定に向けても検討を行うこと。

(回答)

総合評価一般競争入札制度につきましては、平成20年度「市庁舎等管理業務」においてモデル実施し、計画的に拡充してまいりたいと考えております。なお、リビングウェイジにつきましては、賃金等の労働条件を評価項目とすることは困難であると考えております。また、公契約条例につきましては、国の法整備が優先されるべきものと考えております。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

ワーク・ライフ・バランスをめざし、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など様々な活動につきまして、自ら希望するバランスで展開できる状態にできるように男女共同参画情報誌などで周知しているところです。本市の男女共同参画計画でも、基本的方向「家庭・地域活動への男女共同参画の促進」の具体的施策として、「家庭生活への男性の参画の促進」などを挙げております。

今後とも、関係課が連携を図り、事業主や市民を対象にセミナーを開催するとともに、市広報誌や情報誌などに「ワーク・ライフ・バランス」をテーマとして掲載するなど、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

## (回答)

本市域にある「彩都ライフサイエンスパーク」を中核として、バイオの研究・開発を行うベンチャー企業やバイオ・ライフサイエンス関連産業の北大阪へのさらなる集積をめざして、大阪府とともに取り組んでいるところです。

今後とも、大阪府や茨木商工会議所などの関係機関と連携を図りながら、集積産業と中小・地場企業との結合を促進する方策等につきまして研究してまいりたいと考えております。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

## (回答)

新たな企業の立地促進と市内事業所の事業活動を支援する企業立地促進奨励金制度とともに、企業等に対応するワンストップ窓口である企業立地支援チームを設置するなど、積極的に施策を展開しているところです。

今後とも、大阪府などの関係機関と連携を図るとともに、企業等のニーズ把握に努め、産業振興と地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

## (回答)

市内中小企業者の円滑な資金需要に対応するため、低利の市融資制度を実施するとともに、融資に伴う経費負担の軽減を図るため、信用保証料補助を大阪府の融資制度利用者にも適応するなど、今後とも中小企業者の支援に努めてまいりたいと考えております。

(3)－② 地場企業への官公需の優先発注

## (回答)

工事請負契約や物品購入等の契約等に際しては、従来から財源の効率的な運用と中小企業の育成、とりわけ地元業者の育成という観点を踏まえ、指名業者の選考を行っております。その一環として、地元業者を優先して指名する市内業者優先指名枠を設けるなど、可能な限り地元業者を指名し、受注機会が拡大されるよう努めております。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

## (回答)

本市発注工事における受注業者への下請負の適正化につきまして、下請二法や下請ガイドライ

ン等の趣旨を踏まえ、文書で指導を行っております。

### 3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

行財政改革の推進につきましては、平成17年からスタートした本市のまちづくりビジョンである「第4次総合計画」の目標とする5つの都市像の実現を基本として、平成18年に策定した「茨木市行財政改革指針」に沿って行政経営の視点に立ったスリムな行財政運営をめざし、さらなる行財政改革の推進に努めてまいります。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

① 住民の安心・安全を最も重視すること。

(回答)

行財政改革と市民の安心・安全の関わりにつきましては、「茨木市行財政改革指針」の計画項目の一つとして危機管理体制の整備を掲げ、平時から緊急時に至るまで行政がその被害を最小限に抑えるべきリスクを把握し、危機の未然回避と発生後の対応についての適切なマニュアルの策定や、行政・市民・事業者・NPO等での協力関係の構築など、市民の安全・安心の確保にも留意しているところです。

(2)－② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(回答)

本市における行財政改革は、「簡素で効率的・効果的な行財政運営」と「市民サービスの向上」の両方を視点に置き推進しているところです。厳しい行財政状況のなか、市民の目線に立って徹底した行財政改革に取り組み、限られた資源を効率的・効果的に活用しながら、市民生活の基本となる諸施策の推進に努め、市民福祉のより一層の向上を図ってまいります。

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

「茨木市行財政改革指針」の3つの重点目標の1つとして、「市民参加の仕組みづくり」があります。この取り組みは、市民への説明責任を果たすため行財政運営の透明性の向上・公平性の確保・さらなる情報公開の推進を図るとともに、政策の形成過程など市民が広く市政に気軽に参加

できるよう、その仕組みづくりを進めることとしております。

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

自己申告制度や人事評価制度を活用し、職員研修やメンタルヘルス等の充実を図り、職員一人ひとりが意欲をもって働けるよう人事行政を進めるとともに、行財政改革の推進にはすべての職員が自らの問題として取り組むことが重要であることから、職員一人ひとりの意識改革を進め、全職員が改革の趣旨・内容を十分理解し、全庁的な意思統一のもと一丸となって行財政改革に取り組んでまいります。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

大阪府や国からの権限委譲につきましては、市民に身近な行政サービスは身近な基礎自治体が行うとする地方分権の趣旨に沿い、市民サービスの向上につながる権限委譲につきまして引き続き大阪府や国へ要望してまいります。なお、権限委譲に基づき発生する事務処理に係る経費等につきましても必要な財源措置がなされるよう、大阪府や国に要望してまいります。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

真の地方分権を確立するための地方税財政の充実確保に向け、国と地方の事務配分を踏まえ、消費税を基本に国から地方へのさらなる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保が図られるよう大阪府市長会を通じて国へ要望しております。

#### 4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

休日・夜間の初期救急は、茨木市保健医療センター附属急病診療所と高槻島本夜間休日応急診療所の2ヶ所が対応しております。小児科医療・産科医療の整備充実につきまして、国では医療資源の集約化や重点化の推進について概要が示され、今後とも関係機関と協議・検討を続けてまいります。

医師等の不足につきましては、現在、三島保健医療協議会など関係機関と協議・検討しているところですが、医療体制整備のため大阪府や国に支援を求めてまいります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

平成18年度の介護保険制度改正に伴い、市町村に指定及び指導監督の権限が付与された本市の地域密着型サービス事業者につきましては、おおむね年1回の実地指導を行っているところであり、介護従事者の質の向上や人材育成に資する研修の実施状況、勤務体系の確認及び介護保険法ならびにその他関係法令の遵守につきまして指導助言を行っているところです。また大阪府の事業者指導においても、介護保険法及び関係法令の遵守につきまして、特に健康診断の受診の指導を行っている旨うかがっております。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

障害福祉サービス事業の円滑な運営を図るため、法施行後におきましても、利用者負担の軽減措置の拡充やサービス事業者に対する激変緩和措置等の特別対策が講じられてまいりましたが、事業者の経営基盤の強化をはじめ制度の拡充につきまして、引き続き大阪府や国への要望を行ってまいります。また、平成21年度には事業者への報酬単価の見直しをはじめ抜本的な見直しが行われることから、国の動きに注視するとともに、利用者に混乱を来さないよう事業の円滑実施に努めてまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

労働者の心の健康問題が本人やその家族・事業所及び社会に与える影響は、今日ますます大き

くなっており、心の健康の保持増進にメンタルヘルスケアが重要視されています。しかしながら、心の問題は職場のみならず家庭や生活環境等のストレス、また個人的要因などが複雑に関連し健康問題を引き起こすため、医療だけでなく多岐にわたる対応が必要となります。現在、メンタルヘルスに関しては、大阪府が医療機関での対応や専門の相談窓口等を設置していますので、今後もし引き続き大阪府と連携してまいります。

## 5. 子ども教育・男女平等施策

- (1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。
- ① 保育所の待機児童の早期解消

### (回答)

待機児童の解消につきましては、これまで公私協調して定員の見直しや弾力化の活用、また民間保育園の協力による新設・増設でその解消に取り組んできました。平成21年4月には、私立保育園2園が増築（各30人増）されるとともに、6月には1園（定員90人）が新設され、新たな保育需要に対応しながら待機児童の解消に努めてまいります。

- (1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

### (回答)

本市では、多様な保育ニーズに応えるため、これまでから公私連携のもと保育内容の充実に努めています。特に延長保育につきましては、公・私立保育所（園）で実施していますが、平成20年度から2私立保育園において、保護者のニーズに応え1時間延長から2時間延長に拡充されています。

休日・夜間保育につきましては、私立保育園の協力が得られるよう働きかけています。

- (1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

### (回答)

「次世代育成支援行動計画」に基づき、家庭・地域・団体・企業などがそれぞれの役割を担いつつ、地域において市民が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりや、子どもたちが夢と希望をもって個性や可能性をのばせる環境づくりの推進に努めております。

- (1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

現在の厳しい社会経済情勢のもと、本市の行財政状況も極めて厳しい状況となっております。したがって市職員の採用は、保育士に限らずすべての職種において必要最小限にとどめているところであり、保育士の増員及び人件費につきましては非常に厳しい状況にあることをご理解ください。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校に受付員を配置することにより、児童の学校生活の安全確保を図るうえで大きな成果を上げておりと認識しており、今後も継続して配置したいと考えておりますが、今後の府支出金の縮減・廃止の方向も踏まえ、内容につきましては精査・検討を行う必要があると考えております。

また、全児童対策事業の放課後子ども教室につきましては、平成20年12月末現在、32全小学校区中30校区で実施しております。留守家庭児童会につきましては、小学校1年生から3年生の児童を対象に小学校内において開設しており、土曜日につきましても実施しております。なお、3年生からの継続入会及びひとり親家庭の障害児につきましては、6年生までを入会対象としております。教室の運営につきましては、状況の把握に努め今後も適切に行ってまいります。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

大阪府は、小学校1・2年生において平成16年度より35人学級を段階的に実施し、19年度より完全実施しておりますが、学級定数の引き下げにつきましては、引き続き大阪府や国に要望してまいります。

また、平成20年11月14日付けの新聞報道にもありましたように、彩都西小・中学校において、平成19年度に引き続き、第2回科学技術の文化祭「彩都サンデーサイエンス2008」が開かれました。大学・高校・研究教育機関・NPO団体・企業などが体験型の実験や工作を用意し、子どもたちが様々なものづくりが体験できる機会です。また、各小・中学校では、総合的な学習の時間等で地域に出かけて行ったり企業の出前授業を受けたりして、色々なものづくりの体験を推進しています。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と

機能強化を図ること。

(回答)

児童虐待につきましては、平成18年4月に茨木市要保護児童対策地域協議会を設置し、吹田子ども家庭センターなど関係機関と連携・調整を図りながら、通告・相談から対応までの支援体制をとっております。また、平成20年度より子育て支援総合センター内に「こども相談室」を設置し相談機能の充実に努めております。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

市町村における基本計画の策定や配偶者支援センターの業務の実施が努力義務と課せられたことで、都道府県だけでなく国と自治体が協力してきめ細かな施策を講じていく必要があります。本市といたしましても、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、大阪府と連携を図りながら研究してまいりたいと考えております。

改正DV防止法の内容につきましては、広報誌やホームページなどで周知しております。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

男女共同参画社会基本法に基づき、平成14年3月に「茨木市男女共同参画計画」を策定しております。その計画を基に各種の施策を推進するなかで、男女共同参画社会の実現をめざして取り組んでいるところです。また、男女共同参画社会推進の拠点施設である男女共生センターローズWAMにおいて、労働問題相談・女性相談・法律相談・DV相談などの相談業務を行っております。その相談業務においても大阪府などの関係機関とも連携を図りながら相談体制の充実に努めているところです。

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。

また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

本市におきましては、地球温暖化防止対策として、「エコオフィスプランいばらき」に基づく環境保全に向けた率先実行の取り組みを進めるとともに、「環境月間」「地球温暖化防止月間」等での啓発や、「いばらき環境フェア」の開催、環境教育ボランティアによる講座や学習会の開催、環境家計簿の活用による省エネルギーや温室効果ガスの削減につきましての啓発に関する取り組みを、市民・市民団体・事業者等と協働して進めております。今後も各主体との連携を強化し、温室効果ガスの削減により実効性のある施策を推進してまいります。

道路につきましては、都市の骨格を形成し、地域活動のための重要な基盤施設であるとともに、交通混雑の解消や安全対策の推進、さらには防災空間や災害時の避難・復旧活動等を支える機能のため、その整備効果や緊急性等を勘案し、順次取り組んでいるところです。環境の観点からも交通の分散化を図り渋滞を解消させるため、今後とも鋭意整備促進を図ってまいります。具体的には、都市計画道路の茨木松ヶ本線や西中条奈良線を重点路線として位置付け、J Rガード・J R茨木駅付近の交通渋滞を緩和してまいりたいと考えております。

市内を走行する車両総数は、近年横ばい傾向にあります。車両からの排出ガスの削減には交通量の削減が必要です。一般車の利用を抑え公共交通の利用促進を図ることでそれも可能ですが、現在の利用形態の改善に向け検討・研究を行うとともに、着手できる方策につきましては順次進めているところです。具体的には、駅周辺での駐車場や駐輪場の設置によりバス・鉄道の利用を図るものであり、J R・阪急・モノレールの各駅に駐輪場の整備を行っております。また、分散型ノーマイカーデーの周知等の広報や、バス利用促進のためバス事業者に対して新規ルートの開設や既ルートへの延伸等を要請し、実現を図っているところです。

また現在、環境家計簿の普及啓発や住宅用太陽光発電設置補助制度等を実施しております。地球温暖化対策の推進に関する法律が平成20年6月に改正され、市が行う事務・事業に関する実行計画に、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を定めることなどが追加されました。このことにより市・事業者・市民と協働して取り組む必要があります。今後、実行計画策定のためのマニュアルが環境省において策定される予定ですので、大阪府・近隣市との整合性を図りながら実行計画策定の検討をしてまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

## (回答)

本市におきましては、平成22年度を目標年度として平成12年度比20%のごみ量削減をめざして、ごみの減量化・再資源化に取り組んでおります。平成19年4月から、「ごみ袋の透明化」「缶びんペットボトルの品目別収集」「古紙収集」を実施したことにより、平成18年度と比べ、家庭系ごみ量は約16.4%、事業系ごみ量は約3.1%減少しました。また、こども会等が実施している集団回収量は年々増加しており、平成19年度は10,806トンありました。リサイクル率の向上につきましては、資源物の分別が重要な取り組みとなることから、今後とも市民・事業者に対して3Rによるごみ減量化の啓発に努め、リサイクル率の向上を図ってまいります。食品廃棄物につきましても、市民・事業者に対して3Rによるごみ減量化の啓発に努め、食品廃棄物を有効活用できる生ごみ処理容器等を設置される方への補助金も継続してまいります。

また、現在化石燃料に代わるエネルギー源としてバイオマスエネルギーの研究・開発が進められています。食料廃棄物をバイオマス利用するには技術的に課題が多い状況ですが、廃食用油からバイオディーゼル燃料を製造し市営バス等の燃料として使用するなどの事例もみられます。今後、市としてどのようなことが可能か研究してまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

## (回答)

避難場所につきましては、広域避難地2ヶ所、一時避難地11ヶ所、さらに指定避難所として公民館・体育館・小中学校などの公的機関75ヶ所を指定避難所に定め、それぞれ誘導標識を2ヶ所以上設置しております。また、茨木市医師会等と連携し、応急救護所を10ヶ所設置できる体制を整備するとともに、茨木市土砂災害情報予警報システムなどにより山地災害等にも備えております。また、これまで計画的に学校施設の耐震化に取り組んでおり、とりわけ災害発生時に指定避難所となっている屋内運動場につきましては平成21年度を目途に、すべての耐震化の完了を予定しております。その後、校舎棟の耐震化を進めることとしておりますが、今般国庫補助金が引き上げられたことから、国の動向を注視し、早期の事業完了に努めてまいります。

住宅等の耐震に係る補助制度につきまして、昭和56年5月末以前に建築された木造住宅には、一定の条件を満たせば、耐震診断費用の90%(上限45,000円)、耐震改修費用の15.2%(上限600,000円)を補助しております。また、共同住宅及び特定建築物の耐震診断につきましては、共同住宅は1戸あたり25,000円、特定建築物は診断費用の50%(いずれも上限1,000,000円)を補助しております。予算につきましては、耐震化の促進を図るため拡充に努めているところです。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における

安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

「大阪府安全なまちづくり条例」に基づき茨木警察署に茨木市安全なまちづくり推進協議会が設置され、市民・警察・学校・事業者・市が一体となって、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいるところです。また、子どもたちが安心できる安全なまちづくりを一層推し進めるために、地域ボランティア（地域の方・自治会・PTA等）の協力を得て登下校時に校区内の巡視活動や定点監視視等の見守り活動を行う「子どもの安全見守り隊」を全小学校区に組織しております。また、市として各見守り隊の活動を充実させるための研修会を実施するとともに、交付金・グッズ等の支給を行っております。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

地産地消の推進につきましては、消費者には地域で穫れた安全で安心な農産物が手に入ることで、健全な食生活をはじめ地域農業への理解や関心が高まる一方、農業者には、農産物の消費の拡大による収入の増や、消費者と生産者の相互理解、顔の見える信頼関係の構築などにより農業を見直し、生産意欲を高める効果があることから、本市におきましても、消費地に近い特性を活かし都市と農村の交流活動を通じた地産地消の推進を農業施策の柱の一つとして取り組んでいるところです。

また、本市において自給率を1%向上させるためには、水稻に換算して新たに市内農地面積の3割近くに相当する約150haの農地と耕作者が必要となるため、国が目標とする食料自給率45%の達成には遠く及ばないのが現状です。このようなことから、地域類型区分において都市的地域に分類される本市においては、現在の米や野菜の作付面積を減らさないよう現状維持していくことを目標としております。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権侵害救済法の早期成立につきましては、「人権侵害による被害者を実効的に救済するための制度を早急に確立するため、真に独立性・迅速性・専門性を備えた実効性のある人権救済に関する法制度の確立や、地域レベルにおける人権侵害に対して迅速かつ効果的にきめ細かく対応できるよう、地方人権委員会の組織化など法的措置を早急に講じられたい」旨を大阪府市長会及び大阪府と連携して国に要望しております。

市民に対する啓発につきましては、講演会や研修会・広報誌・啓発冊子など、あらゆる機会を

捉えて啓発を進めております。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では、昭和59(1984)年12月に市議会で決議されました「非核平和都市宣言」の趣旨を尊重いたしまして、市民意識の高揚のため、啓発を中心とした施策の推進に努めております。具体的には、懸垂幕の掲出、宣言文パネル板の市内公共施設での掲示、非核平和展、巡回非核平和展、非核平和街頭キャンペーン、ビデオ・映画フィルムの貸出などに取り組み、市民一人ひとりに非核平和の大切さと理解を深めていただけるよう努めております。